

●山梨県知事部局の処分一覧(令和8年度)

※「職員の懲戒処分等公表基準」に基づき公表した処分を掲載しています。

1 地方公務員法上の懲戒処分

処分年月日	部局名 職名	処分量定	事案の概要
R8.6.17	県土整備部・出先機関職員(当時)	免職	<p>被処分者は、自身が担当する砂防工事等について、会社役員Aが営業を有利に進められるよう発注時期の教示や設計業者・施工業者関係者の紹介などの便宜を図り、その謝礼および今後も同様の便宜供与を受ける趣旨であると認識しながら、令和4年12月26日から令和7年8月30日までの間、甲府市内に所在する飲食店等において38回にわたり、計39万7171円相当の飲食代金等を負担せず、同金額相当の財産上の利益の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を受け取ったとして、令和8年2月15日に収賄の容疑で逮捕され、同年3月7日に再逮捕された。</p> <p>令和8年3月27日に起訴され、公判手続きにおいて起訴事実を全面的に認め、同年6月11日に懲役1年2月、執行猶予3年、追徴金39万7171円の判決が言い渡された。</p>